

○岸和田市文化財保護審議会規則

平成 25 年 3 月 28 日教育委員会規則第 7 号

岸和田市文化財保護審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岸和田市附属機関条例（平成 15 年条例第 1 号）第 4 条の規定に基づき、岸和田市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員は、文化財に関して識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱した者をもって充てる。

2 特別の事項を調査審議するために必要あるときは、審議会に臨時委員を置くものとする。

(任期)

第 3 条 委員（臨時委員を除く。）の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、特別の事項に係る調査審議が終了するまでの間在任する。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員（臨時委員を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（事務局）

第6条 審議会の事務局は、生涯学習部郷土文化課に置く。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（会議招集の特例）

- 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、教育長が会議を招集する。

附 則（平成 28 年 7 月 28 日教委規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。